



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：仲野 智
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 Fax (03) 5842 - 5602
 毎月1日発行
 年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む)
<http://www.inoken.gr.jp>

最高裁が「上告受理申し立て」を受理 専修大学労災休業労働者解雇事件

4月17日、最高裁において「専修大学労災休業労働者解雇事件」の口頭弁論が行われました。本事件は専修大学職員のHさんが、大学の入試事務などのハードな業務で頸肩腕症候群に罹患し、労災認定され休業中であつたにもかかわらず、学校法人専修大学が2011年10月31日にHさんを解雇するという暴挙に出たことが発端となった裁判闘争です。

地裁・高裁でも労基法19条違反の解雇無効

2011年11月21日には中央労基署は「本件解雇が労基法19条違反であり、即時是正すること」との「是正勧告」を出したにもかかわらず、大学側はその勧告を無視。さらに「地位不存在」の裁判を仕掛けるという恥知らずな行為を重ねてきました。そして東京地裁判決(2012年9月28日)、高裁判決(2013年7月10日)では、いずれも労基法19条違反で専修大学は断罪されたのでした。ところが専修大学は最高裁に上告(2013年7月22日)をしたという経過です。

最高裁はなにを考えているのか

こともあろうに今回の口頭弁論は、本年2月12日に専修大学側の「上告受理申立」を最高裁が受理したことにより、開廷することになったものです。口頭弁論を開くということは、東京地裁・高裁判決の「本件解雇は労基法19条に違反し、無効」との連続した勝利判決を見直すことを意味しており、その意外性を感じるとともに「最高裁は何を考えているのか！」との怒りが湧き上がってきます。

当日は午後1時半の開廷を前に、傍聴希望者が100人を超えて並びました。しかし専修大学側もなんと50人以上を動員するという異常な中で傍聴席47人を巡って抽選が行われました。それだけ社会的にも注目されている裁判であることが改めて証明されました。

法廷では上告人である専修大学側代理人が10分程度の弁論、被上告人代理人の小部弁護士、山添弁護士が15分程度、事件の本質にかかわる陳述をし



山添弁護士が報告集会で口頭弁論内容の説明

ました。裁判官からは判決日が「6月8日15時」と言い渡され口頭弁論は終結しました。その後、場所を参議院会館に移して報告集会が行われました。

報告集会には60人近くが参加、吉良よし子参議院議員が連帯のあいさつを行いました。

代理人弁護士からは、本件裁判に関する説明等がされ、それに対する質疑応答や意見交換が行われ、これからの取り組みの大切さが意思確認されました。最後にあいさつに立ったKさんはもし解雇が認められるようなことになれば、労災療養中のすべての労働者に影響し、さらに解雇の金銭解決などに道を開くものだと指摘し、皆さんと力を合わせて闘っていききたいとの決意が語られ報告集会を終えました。

＜最高裁判決日傍聴支援のお願い＞

日時 6月8日(月) 15時開廷
 集合 最高裁南門 抽選になるので14時20分までに集合。(全国センター 色部 祐)

＜今月号の記事＞

第86回メーデー／「働くもののメンタルヘルス」	
出版記念学習会	2面
安全衛生活動の交流 埼玉土建	3面
各地・各団体 泉南／全国センター／岩手／	
許すな！雇用破壊5・14集会／生公連	4～6面
ILO条約シンポジウム／相談室だより愛媛	7面
長時間労働・成果主義はうつ病・認知症を増やす	8面

戦争する国づくり、労働法制の全面改悪ストップ！ メーデーで中原のり子氏が連帯あいさつ

5月1日、第86回メーデーが全国311か所で開かれました。8時間労働制を求め始まったメーデー。それを破壊する労働法制の大改悪が狙われるなかでの開催でした。東京・代々木公園の中央メーデーには2万8000人が参加。小田川義和代表委員(全労連議長)は主催者あいさつで、「安倍政権は直接雇用の原則に大穴のある労働者派遣法改悪、8時間労働の原則を壊す改悪法案を国会に提出し、戦争法案づくりも進めようとしている」と指摘。「世論と運動で包囲し、暮らしを守れの要求を真正面に揚げたたたかいを強化しよう」と呼びかけました。

連帯のあいさつで、東京過労死を考える家族の会の中原のり子氏は「国の責務として過労死を防止せよと、昨年6月20日過労死防止法をつくりました。しかし政府はその4日後に残業代をゼロにする、高度な技術がある人には労働時間の制限をしないという『高度プロフェSSIONAL制度の創設』『裁量



力強い連帯のあいさつをする中原のり子氏

労働制の拡大』を提案しました。私の夫は小児科医で、まさに高度な技術をもったものとして働かされ亡くなりました。過労死促進法となる労基法『改正』案、派遣法を廃案にしていくために活動していく」と力強くあいさつしました。

(全国センター 久保田統子)

働く人びとに寄り添い、その人らしさをささえるために ハンドブック「働くもののメンタルヘルス」出版記念学習会

「いの健」全国センターは、3月20日、全労連会館において、「ハンドブック働くもののメンタルヘルス」出版記念学習会を開催しました。

はじめに、田村昭彦副理事長より、職場でのメンタルヘルス不全が深刻になるなか、メンタルヘルスを出さない職場づくりを基調とし、特に労働組合の役割について具体的に記述している本は他にないこと、大災害時の対応など新しい要素を取り入れた本になっていることなど、発刊にあたっての研究会としての問題意識を紹介しました。

働く人びとによる働く人びとのための本

講師は、全国センター理事で、石川勤労者医療協会城北病院精神科の松浦健伸医師。書籍の全体的な特徴と中でも新刊の特徴の一つとなっている「相談を受ける人のメンタルヘルス」について、詳しく講義を行いました。松浦医師は、本書の特徴を①労働者・労働組合のための書である、②全国センターのこれまでの経験の蓄積の現れ、③実践的、実際の内容である、④労働組合の担当者+産業医+精神科医による協働作業チームでつくられた本であるという4点をあげ、職場や労働組合での活動に活かしてほしいと訴えました。



講演をする松浦健伸医師

相談活動に役立てるために

本書の中でも新しい項目になっている相談者のためのメンタルヘルスについては、相談する人、される人、相談事の3つを「相談」の構成要素としてとらえ、精神科医としてのとらえ方を紹介しながら、専門家以外の相談を受けるひとへの留意点などを解説しました。

講義後には、本書の中でも紹介されている労働組合のメンタルヘルスの取り組みについて各労組より紹介し、実践的な活用を呼びかけました。

(全国センター 岡村やよい)

技能実習制度で建設業界の 外国人労働者が即戦力として拡大 問題山積みの安全衛生問題に取り組む

現在、建設業においては、若年労働者・新規入職者が減る一方、2020年の東京オリンピックなどを見すえた建設需要の増大が予想されています。また、震災復興関連事業も継続することから、慢性的な人手不足に加え、一時的な人手不足も予想されます。少なくない企業は、この一時的な人手不足をしのぐために、外国人技能実習生を「即戦力」として「活用」しようとしています。

建設業界は全国的に人手不足

そもそも技能実習生は「諸外国の青壮年労働者を一定期間産業界に受け入れて、産業上の技能等を修得してもらう」(JITCO)ことを趣旨としていますので、「即戦力」とするものではありません。しかしながら、正規の受け入れを行った場合、工事現場への入場を断ることはできず、技能実習生は重要な労務提供を行う存在になっています。

建設業で現在受け入れ可能な職種は21に上ります。土木工事、大きなビルやマンションを建てる現場から、戸建ての現場まで、どこにでも技能実習生がいるというのが実態です。

専門用語に不慣れな外国人労働者

そもそも、建設業は労災事故が多く、死亡事故も産業別で一番です。建設業は注文されたものをつくるため、それぞれの工事現場で安全衛生法、安全衛生規則などに適応したものになっているのか、元請が責任を持って対応しなければいけません。これまで、日本人しかいないことを前提に様々な規則・規制をつくってきましたから、外国人技能実習生や外国人労働者に対する安全衛生については、決まりを守るだけでなく、積極的に各社が対応することが必要となっています。

技能実習生は、「言葉が通じる程度」の語学を学んでいることが前提とされていますが、実際にはそのレベルは様々です。また、建設業はどうしても専門用語が多く、日本にきて初めて聞く言葉も少なくありません。このような人達を相手に、日本人の技能労働者(職人)はOJTを行うわけですが、安全衛生の問題は「初心者だから」ということは理由にな



戸建て現場で働くインドネシアからの実習生

らず、現場に入ったその日から切っても切れない課題となります。そもそも日本人でさえ事故の多い工事現場ですから、日本語が通じたとしても配慮が必要ですし、言葉に慣れない技能実習生ならなおのことです。

立ち入り禁止の看板を多国語で表記

建設現場では入場の際に、危険予知活動(KY活動)を行い、一日の作業に入るのが一般的です。つまり、当日の作業に①どんな危険がひそんでいるか、②危険のポイントはどこか、③どのような対応をとるかなどを予知した上で仕事を始めます。多くの現場で「指差し確認」事項をシートにしていますが、形式的に終わってしまうこともあり、技能実習生がどの程度理解できているのかは、非常に不安が残るところです。

安全衛生については、これまでの「書くこと」「考えること」だけでなく、「見て」「聞いて」対処する方法も実践が進んでいます。

建設業では、墜転落が多いですが、その防止には危険箇所近づかないことが大切です。手すりに色付けをしたり、危険行為をイラストで表記したり、立ち入り禁止の立て看板を、日本語、英語、中国語、韓国語で表記したりするなどの取り組みを進めています。

(埼玉土建 佐藤幸樹)

各地・各団体のとりくみ

泉南 アスベスト 石綿被害根絶の願いを込め
原告団が「泉南石綿の碑」を建立

大阪泉南アスベスト国賠訴訟は、昨年10月、最高裁で国の責任を最終的に認めさせる勝利判決が出て、12月26日に和解が成立し、今年1月には塩崎厚労大臣が泉南に謝罪に訪れ一応の解決に至りました。



原告らを中心に、除幕後の原告岡田陽子さん4月19日に「泉南石綿の碑」建立式が行われました。建立式には、地元泉南市、阪南市の市長、議長をはじめ、150人余りが出席。「鎮魂碑」などとはせず、「泉南石綿の碑」としたのは、「憎むべき対象として石綿があっただけではなく、生活の糧であったことなど、この地で働き、死んでいったものたちのいろいろな思いがあり、それらを『泉南石綿の碑』の言葉で表現した」と準備にかかわった、柚岡氏(泉南地域の石綿被害と市民の会代表)は語りました。「泉南石綿の碑」の後ろにひっそりと、ひとまわり小さな歌碑が建てられました。「新緑を 吸い込み いや増す悲しみぞ 息ほしき人の あるを知るゆえ」。

二つの碑は、泉南地域の人々の心情をとらえ、しかし国の責任を明確にさせた歴史を示す存在として建てられています。建立式のあと「懇親会」もひらかれ、「泉南アスベスト」を語り続けよう、そして、泉南を礎と考えると、これからもアスベスト被害の救済や、利益のためなら労働者を犠牲にしても構わないというあり方をストップさせる礎としていこうと誓い合いました。

(泉南アスベストを勝たせる会 伊藤泰司)

全国 センター 活発な労働安全衛生分野での活動交流
第1回単産労働安全衛生担当者会議開催

いの健全国センターは4月16日、「2015年度第1回単産労働安全衛生担当者会議」を開き、17人が参加しました。

はじめに「改正労働安全衛生法によるストレスチェック制度を考える」と題し、城北病院の松浦健伸医師(全国センター理事)が講演。制度の背景と経過、心理的負荷の程度を把握するための検査、ストレスチェック制度に関する検討会報告書などについて報告し、「50人未満の事業場が努力義務となったが、中小企業が圧倒的に多い中、職場改善につながるのか」「評価方法が定まっておらず、何点以上が面接かあいまい」などの問題点を指摘しました。ストレスチェックは、今年12月から義務化が施行されます。安全衛生委員会での審議を含め、労働組合の対応が求められる課題となっています。

生協労連と福祉保育労が特別報告。生協労連は「『労働安全衛生実態調査』に取り組み『提言』を作成した。安全衛生委員会をいかに活性化させるか活動を『見える化』して組織拡大につなげていく」と述べ、福祉保育労は「『福祉で働く仲間の頸腕・腰痛やストレスアンケート』を実施。最近の健康状態について、74%の人が『疲れが蓄積傾向』にあり、4人1人は常時疲れている」とアンケート結果について報告しました。

各単産からの発言では、「あるテレビ局では長時間労働で派遣労働者が逃げていくので、契約料金をあげて派遣元に対し労働者の賃金を上げるようにと要請した。長時間労働撲滅運動を考えたい」(民放労連)、「毎年2%の人員削減がされている。長時間労働が増え、うつや自殺者も多い」(国公労連)など、長時間労働が蔓延している実態などが出されました。(全国センター 高島牧子)

クボタショックから10年 アスベストの社会的問題を考える学習会

日時 6月14日(日) 13:30~16:30
会場 ラパスホール(東京労働会館)
(JR大塚駅/地下鉄丸の内線・新大塚駅から徒歩5分)

講演 「クボタショックから10年、アスベストの社会的問題を考える
学校のアスベスト問題」
久永直見 愛知学泉大学教授 他
参加費 500円



各地・各団体のとりくみ

労働法制

オールジャパン労組の力で今、阻止を許すな！雇用破壊5・14ACTION

「生涯派遣・正社員ゼロ」につながる労働者派遣法改悪、「残業代ゼロ・過労死促進」の労働時間法制の改悪など、働くルールの根幹を変えようとする安倍政権に対し、「働くルールを守れ！」「過労死促進・残業代ゼロ法案は認められない！」と「取り戻そう☆生活時間と安定雇用～許すな！雇用破壊5・14ACTION」(同アクション実行委員会主催)が5月14日、日比谷野外音楽堂で開催されました。全国から集まった弁護士を始め、すべての労働団体も結集し、2500人以上が参加しました(写真下)。

開会にあたって、日本労働弁護団会長・鶴飼良昭弁護士が「こんなひどい法案(派遣法・労働時間法制改悪案)を通してはいけない。5・6・7月と、大きな運動をつくるきっかけの集会としたい」とあいさつしました。

情勢報告で梶^{なつめ}一郎弁護士は、「オールジャパンの労働組合の力で、働くルールの破壊を阻止しよう。10月1日から労働契約申込みみなし制度が始まるため、政府も業界団体も焦っている。ここで阻止できれば、労働時間法制の改悪も解雇の金銭解決も阻止できる。労働者の生活時間を奪う悪法を、絶対に許してはいけない。派遣法・労基法改悪阻止を、安倍政権打倒につなげていこう」と力強く報告。会場から大きな拍手が上がりました。

情勢報告のあと、過労死弁護団と過労死を考える家族の会・派遣労働ネットワーク・ブラック企業対策プロジェクト・かえせ生活時間プロジェクトなど各団体がスピーチしました。「昨年6月に、全会一致で過労死防止法が成立した。労働時間法制の改悪は、全く逆の過労死促進法。断固反対していきたい」「生活時間がどうあるべきかから労働時間を考えたい」と各団体からも力強い決意が述べられました。



労働組合も、連合・全労連・全労協とすべての労働団体から連帯のあいさつを行いました。

集会後、国会請願デモを行いました。「働くルールを守ろう！」「残業代ゼロ法案は許さないぞ！」「生活時間を取り戻そう！」と力強くシュプレヒコールをしながら国会に。衆議院・参議院両議員面会所前では、民主党・社民党・共産党・生活の党が並んで請願を受け付け、「国会の内外で力を合わせ安倍政権の暴走政治をストップさせよう」とエールの交換を行いました。(全国センター 仲野 智)

岩手

被災地の実態も報告

第1回代表者会議開催

4月19日、いのちと健康を守る岩手県センター第1回代表者会議を盛岡市内で開催、県内各地から28人が参加しました。



第1部は、学習会「長時間労働・ハラスメント・労働災害等の実態」と題して、被災地・内陸部の職場から各3人が報告しました。「メンタル不調前に予防策、陥る前に休ませる。一方で、過剰な人員削減が行われ超過勤務が常態化している(自治労連)。「地域における救急医療が全て集中し、業務量が増えて超過勤務が常態化して人員不足(県医労釜石)、「労災事故多発の実態・労働者請負賃金アップで労働環境の改善と予防(建交労)、「法律で定められた人員で常に職員が手薄で、超過勤務・不払い残業・心身が疲弊(福祉労組)、「人員不足で業務量が増え、超過勤務も増えた(盛岡南労組)、「沿岸店舗を中心に欠員状態が続き、長時間勤務・不払い残業が発生(いわて生協労組)。

その後、医師の尾形文智会長、弁護士の佐々木良博副会長がアドバイスし、改善に向けて、参加者と意見交換をしました。

第2部の代表者会議では、新日鐵住金鳴海裁判(障がい者差別)でたたかっている鳴海顯さん(盛岡市在住)から、支援の訴えがありました。過労死110番(6月20日)、東北セミナー(10月3・4日)の取り組みを確認して終了しました。

(岩手センター 角掛洋一)

各地・各団体のとりくみ

中央
生公連

世界安全衛生デーに呼応して
労働行政の強化を厚生労働省に対して要請



厚生労働省前で世界の仲間に連帯して宣伝行動

4月28日、中央生公連・建設首都圏共闘・いの健全国センターは、労働安全衛生世界デーに取り組みました。厚生労働省前で横断幕を掲げ、15人の仲間による宣伝行動からスタートしました(写真)。

赤羽数幸中央生公連議長、上間正央建設首都圏共闘事務局長、仲野智いの健全国センター事務局長、神田豊和建交労副委員長、竹内清生公連副議長がマイクを握り訴え。「今日は、世界中で世界デーに取り組まれている。毎年3億人以上の労働者が、労働災害によって負傷し、230万人以上の労働者がいのちを奪われている」と訴えました。そして、真に労働者を守る労働行政の実現を粘り強く求めました。

午後からは厚生労働省交渉。厚労省側は、18人の職員が対応しましたが、回答からは、労災職業病が多発している事態を深刻にとらえる姿勢がうかがえません。アスベスト問題に関しては、「係争中の事案だから回答しない」とのことでしたが、係争している組織は交渉に参加していません。裁判が終わるまでは、「何もしない」つもりなのでしょうか。「公務員の削減が叫ばれているが、国民の期待に応えられるように人員確保につとめたい」とも述べていましたが、今の労働行政は国民の期待に据えているとは思えません。アスベスト対策についても、「情報が寄せられたら、見に行く」というものでした。

トンネル現場でのじん肺問題に対する回答は、「安全衛生法と『ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン』を守っていれば大丈夫」というものでした。しかし、これは、トンネルじん肺根絶第3陣松山訴訟において、同じ主張をしていた被告・清水建設が、今年3月25日に、厳しく加害責任を断罪されています。トンネル現場では、2交

代が依然として続き8時間労働制がないがしろにされている実態があります。粉じんばく露時間の削減を図ることが急務となっています。

国際労働機関ILOは、2003年に労働安全衛生面の向上を長期的目標として、予防的な安全衛生文化の大切さを人々に知らせ、この文化を育む啓発活動の一環として、4月28日を「労働安全衛生世界デー」と決めました。そして、加盟国の政府・労働者・使用者の三者が協力して、安全で健康的な仕事、そして、適切で人間らしい働き方を、人々に注意を喚起する日とされています。今後も、この日に呼応した活動を強めていきたいと考えています。

(建交労 福富保名)

新制度の紹介

障害者職場復帰支援助成金制度

今年度から、事故や難病が原因の中途障害等で、休暇を余儀なくされた労働者に対して、職場復帰等に必要な職場適用の措置をとった事業主への助成制度が創設されました。

○助成対象労働者

①身体障害者 ②精神障害者(発達障害のみの方を除く) ③難事性疾患のある方 ④高次脳機能障害のある方、で指定の医師の意見書において上記の障害に対して、3カ月以上の療養のための休職が必要とされた方。そして、障害者総合支援法に基づく就労継続支援A型事業所の利用者として雇用されていない方、国などの委託事業から人件費が支払われていない方。

○対象となる職場適応の措置

*①~③のいずれか。そううつ病の労働者の場合は①~③のいずれかに加えて④の措置が必要
①能力開発・訓練関係 ②時間的配慮等関係
③職務開発等関係 ④リワーク支援関係
*各措置に詳しい規定があります。

○支給額

*対象期間を6ヵ月ごとに区分し一定額を支給
中小企業70万(第1期:35万、第2期:35万)
上記以外50万(第1期:25万、第2期:25万)
*企業規模に応じて1人あたりの支給額。
*支給期ごとの額は、支給対象期における支給労働者に対して支払った賃金額が上限。

詳しくは、<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081479.html>。

ILO 未批准条約も活用できる
ILO国際基準で日本を変えるシンポジウム

5月16日、東京都内で「ILO国際基準で日本を変えるシンポジウム」が開催され98人(争議団員含む)が参加しました。ILOに報告・要請をしている、4労働組合が共催。

冒頭、牛久保秀樹弁護士が「ILO(国際労働機関)を活用して日本社会を変える」をテーマに基調報告しました(写真)。

「第1に、どうしても批准を高めること。ILO条約の4分の3に批准していないのは、国際的に見てもひどすぎる。これを変えることを、私たちの運動の目標に設定しないとイケない。医労連が、看護職員条約の批准に向けてILOの職員と交流をしましたが、担当職員が『批准に向けて、自分たちも手伝えることはお手伝いをしたい』と表明しました。

第2に、条約批准前の活用です。条約に批准すると効力を発しますが、批准しなければ何もできないかということそうではない。JALの争議は、ILO98号条約(結社の自由)違反で受け付けるということが、明らかになりました。ですから、批准する前にも団体交渉を設定していくことで、未批准条約を活用することができます。

ILOの指摘で大事な点は、こういった労働現場を改善していくという意味合いで、日本社会の交渉のあり方を変えるべきだと報告していることです。

第3に、ILOの勧告を通じて国際労働運動が1つになっていくということです。国際的な運輸関係の労働運動組織が、JALの問題解決を迫って行く



という動きが起きています。また、ディーセントワークに関する動きも出てきています。

ILOは、2度と世界大戦を起こしてはいけないということで設立されました。フェアな労働条件を日本・国際社会の中に作る事が、労働法制改悪を阻止でき、戦争法案も阻止できると考えています。」

シンポジウム主催団体の代表は、ILOとの関わりを交えた報告がありました。牛久保弁護士がふれた労組の他に、全厚生闘争団原告から不当解雇が87号(結社の自由)条約違反であること、郵政産業労働者ユニオンからは、22号(雇用政策に関する)条約を活用した格差是正への取り組みが報告されました。社会医学研究センター・村上剛志理事からは、187号(労働安全衛生の促進的枠組み)条約の活用について、日本は世界で1番最初に批准したこと、ILO・ユネスコ委員会の調査団派遣を受けて文部科学省が動き出したことなどが話されました。

(全国センター 宮沢さかえ)

シリーズ 相談室だより(100)

派遣元より派遣先が敏速に対応

戸別訪問で様々な調査を行う業務に派遣労働者として働いていた女性から、セクハラに関する相談が寄せられました。相談者は、2人1組で行う調査活動中にペアを組んでいる男性から執拗に交際を求められ、行為がエスカレートし始めたため、契約期間中に退職を余儀なくされました。

派遣労働者に対しては、派遣元・派遣先双方に安全衛生管理義務が課せられていますので、双方に実態調査と謝罪ならびに救済措置を求めました。

直接的な雇用主である派遣元は、派遣先で起こったことであることを理由に積極的に扱おうとはしませんでした。一方で、派遣先の対応は極めて敏速でした。調査要求を行った翌日には本社から調査委員を派遣して双方から事情を聞いた上で加害者から謝

罪文と再発防止の誓約書を取り付けました。この間、わずか4日間でした。

外回りで戸別訪問を行う場合、原則は同性でペアを組むようにしていたにもかかわらず、被害女性の場合だけ男女でペアを組まされていました。その原因の1つに、派遣元が派遣する労働者の性別ごとの人数の組合わせに問題がありました。

県労働委員会でのあっせんも活用しながら交渉を重ねた結果、一定期間分の所得補償を行うことで合意することができました。

派遣労働者の労務管理上の責任の所在について、派遣先と派遣元で互いに責任転嫁を行うことがしばしば見られます。労働者の安全衛生に責任が持てる派遣元は、どれだけあるのでしょうか。

(愛媛センター 竹下 武)

長時間労働・成果主義賃金はうつ病・認知症を増やす —労働法制改悪は医療費・高齢介護者を増加させるもの—

安倍首相によるとんでもない長時間労働推進の法案は「過労死を促進するもの」との多くの指摘がありますが、今回は、精神疾患・うつ病・認知症の増加という問題をとらえたいと思います。

長時間労働はうつ病を増加させる

厚生労働省が2007年に研究発表した「週労働時間と健康リスクとの関連」では、週の労働時間が66~70時間の労働者は35~40時間に対し、うつ症状が2倍になることが明らかとなっています。(下図参照)長時間労働は必然的に睡眠不足になります。理性を司る脳の前頭前野にある扁桃体は、睡眠不足の状態では、ネガティブな刺激に対し、過剰に活動することが分かっています。

このメカニズムについて国立精神・神経医療研究センターの三島和夫博士は「過労などによって生じる睡眠不足は、脳にとって大きなストレスであり扁桃体の活動を過剰にします。この状態が長期に続けば、うつ病が発生してしまう危険性が高いといえるでしょう」としています。(NHK2013年10月放送「うつの起源」)さらに「うつの起源」では、うつ病は歴史的に1万年前の平等社会の崩壊(狩猟社会から農耕社会へ)によって、格差社会に移行し、その格差のストレスが前述の脳の扁桃体の活動を過剰にして、うつ病を発症させることになったと放送で解説しています。

したがって、今日のメンタル問題は、「グローバル化」のもと社会が競争第一主義になり、賃金も年功序列賃金から成果主義賃金へと移行し、それを主導した1995年の日経連の「新時代の日本の経営」の路線から急激に増加してきたのでした。このことは天笠崇先生の著書「成果主義賃金とメンタルヘルス」に明らかで、全国センター発行の「働くもののメンタルヘルス」にも「2002年には70万人台、2005年には90万人台、そして2008年には100万人に増加してきた」と指摘された通りです。

アメリカのノースウエスタン大学のチャオ博士は、日本の以前の集団社会では、うつ病の発症率は抑えられていたとして次のように

説明しています。「調和と信頼、助け合いが重んじられた従来の日本社会は実際、うつ病もそれ程多くはありませんでした。ところが、この調和を重んじた集団社会が崩れてしまうと、大きな問題が起りました。いま日本でうつ病が増えているのは、集団の調和より個人の利益が優先される社会へと変化しているため扁桃体が活動しやすい状況になっているからだと考えられます。」(「うつの起源」)

うつ病は認知症のリスクに連る

うつ病は認知症のリスクに連ることが研究で明らかになっています。岩波新書の「ばけの予防」を書いた浴風会病院の須見祐一医師は「うつ病はそれ自体で体の動きを落とし、食欲を落とし、何事にも関心を失わせてしまう状態を作る(中略)うつ病という状態が精神のあり方から生活の有り様まですべてにわたって活動力を落してしまうのである。精神活動の不活発な状態が長引けば、やはり認知症のリスクになる」と発表しています。

以上のように長時間労働、成果主義賃金はうつ病と認知症を増加させ、医療費の増加、健保財政の悪化をもたらし、会社の経営を破綻させ、高齢者の介護者を増やしていくだけのものです。アベノミクスは、健康な生活にとって真逆のことをやろうとしています。過労死促進だけでなく、精神疾患を増やす労働時間法制改悪は社会を荒廃させるだけのものです。この労働法制改悪は日本が批准しているILO187号条約(労働衛生の促進的枠組み条約)に明確に違反しています。団結してこの法案を阻止しましょう。

(公益財団法人社会医学研究センター 村上剛志)

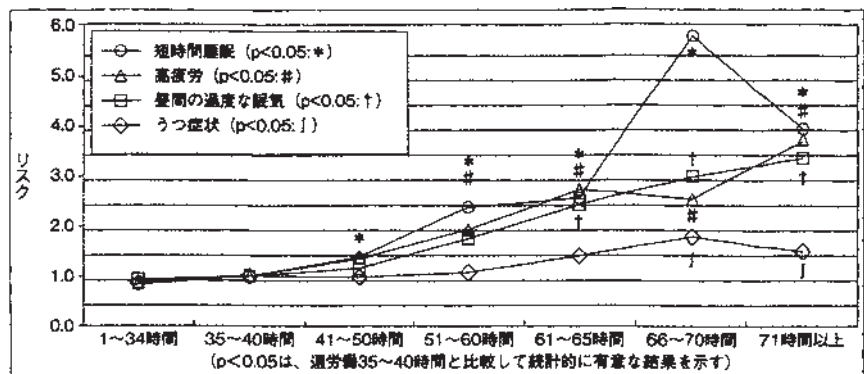


図1 週労働時間と健康リスクとの関連 (厚生省 2007年)